最終更新日:2015年7月8日
株式会社 光陽社
代表取締役社長 犬養 岬太
問合せ先:03-3266-6600
証券コード:7946
http://www.koyosha-inc.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする様々なステークホルダー(利害関係者)の価値の総体である企業価値の最大化を図るためには、コー
ポレート・ガバナンス(企業統治)の強化が重要であると認識しており、
1. 公正遵法(コンプライアンス)経営の執行、
2. 開かれた会社経営、
3. 経営決定の迅速、
4. 業績責任重視の組織機能の発揮
を基本方針として、その実現に努めています。
今後も、社会環境・法制度等の変化に応じて、当社にふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け、必要な見直しを行っていく方針です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社帆風	5,070	37.86
鈴木隆一	888	6.63
株式会社片山	614	4.58
新日本カレンダー株式会社	500	3.73
片山英彦	469	3.50
株式会社SCREENホールディングス	408	3.05
日本証券金融株式会社	289	2.16
楽天証券株式会社	213	1.59
株式会社石川商会	175	1.31
光陽社役員持株会	157	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社帆風
親会社の有無	なし

補足説明

当社と株式会社帆風の両社は、相互の事業を補完する関係にあり、当社の経営上の重要事項につきましては、当社独自の経営判断に基づき業
務執行を図っており、当社が株式会社帆風から制約を受けることはなく、支配株主等から一定の独立性が確保されているものと認識しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と株式会社帆風は、相互の事業を補完する関係にあり、緊密な協力関係を保ちながら事業運営をおこなっておりますが、その取引条件は、
他の取引先との取引における契約条件や近隣相場や市場価格を参考に双方協議のうえ、合理的に決定しております。
これらのことから、少数株主の利益を害することはないものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社はありません
上場子会社はありません

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮ざき安弘	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮ざき安弘	○	新日本カレンダー株式会社 代表取締役社長であります。 独立役員に指定しております。 （宮ざき安弘氏の「ざき」の字は山へんに立・可）	宮ざき安弘氏は、新日本カレンダー株式会社の代表取締役社長及び大阪ペピイ動物看護専 門学校理事長を兼務しております。新日本カレンダー株式会社と当社との間には取引があり ますが、同社及び当社それぞれの平成26年度において、年間売上高の2%未満であります。同社は当社の株主ではあり、平成26年3月31日現在その持株比率は、3.83%であります。これらのことから、同氏は、十分独立性を有していると判断しております。なお、大阪ペピイ動物看護専門学校と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から随時監査に関する報告を受けています。また、当社が行う会計監査人に対する監査業務その他の業務の委託についても必要な承認などを行い、連携を図っております。
内部監査室は、監査を実施し、必要に応じて、関係部門に対して改善提案を行っています。監査結果は、代表取締役社長および担当役員にも報
告するほか、監査役にも報告しており、また、会計監査人とも内部監査のあり方について随時議論を実施するなど、監査役および会計監査人との
相互連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高島志郎	弁護士													○
中谷秀孝	公認会計士													○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高島志郎	○	独立役員に指定しております。	高島志郎氏と当社の間に特別な利害関係がな いことから、一般株主と利益相反が生じること なく、弁護士として法的な専門知識と経験を有 し、業務遂行に適任であると判断したことによ り ます。
中谷秀孝	○	独立役員に指定しております。	中谷秀孝氏と当社の間に特別な利害関係がな いことから、一般株主と利益相反が生じること なく、公認会計士として企業会計に関する高 い 知見を有し、業務遂行に適任であると判断した ことによります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

平成26年4月1日から平成27年3月31日の間に開催された取締役会17回のうち、高島志郎氏の出席は17回であります。
平成26年4月1日から平成27年3月31日の間に開催された取締役会17回のうち、中谷秀孝氏の出席は17回であります。
平成26年6月27日就任以降、平成27年３月31日までに開催された取締役会13回の内、宮ざき安弘氏の出席は13回であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状、取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりませんが、今後、導入について検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書で、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
直前事業年度の社内取締役に対する報酬は、兼務役員の従業員部分を除き17,904千円（支給人員２名）であり、全額、基本報酬であります。従業
員部分は、6,096千円（支給人員１名）であります。当社の社外取締役に対する報酬は、900千円（支給人員１名）であります。
社内監査役に対する報酬は、6,600千円（支給人員１名）であり、当社の社外監査役に対する報酬は4,800千円（支給人員2名）であります。
上記以外の社内外の取締役及び監査役に対する報酬はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、定時株主総会の決議にて承認された限度額の範囲内でその具体的金額を取締役
については取締役会で、監査役については監査役の協議で決定しております。その内容は、取締役につきましては、社員最高位の給与を参考と
し、役職に応じて定められる基本額部分とその職位に応じて算定される手当部分との合計額であり、監査役につきましては、監査役会にて決定し
た基準に従って算定した額となります。
取締役の報酬限度額は、昭和62年６月23日開催の第39回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
監査役の報酬限度額は、昭和62年６月23日開催の第39回定時株主総会において月額３百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社内監査役を通じて適宜資料の配布や情報の伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

社外取締役に関する事項
全取締役中1名の社外取締役が選任されており、取締役会において適宜意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監督しております。
取締役会
取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催しており、経営計画に関する事項をはじめ、資金計画などの重要な事項について審議・決定しております。なお、当社は、取締役の任期を2年としております。
経営会議
当社は、取締役会を中心とした意思決定プロセスでの審議を充実させるため、経営会議を設置しております。
経営会議は、当社グループの経営方針および経営戦略などに関する審議を行うため設置され、社内の取締役等で構成されております。取締役会で審議・決議される事項のうち、特に重要なものについては、事前に経営会議においても議論を行い、審議の充実を図っております。
監査役会
当社は、監査役制度を採用しており、株式会社の監査等に関する会社法第2条第16号に定める社外監査役2名と、社内監査役（常勤）1名が、取締役の職務執行につき監査を実施しています。各監査役は、重要な会議への出席、取締役などからの報告の聴取、重要な計算書類の閲覧などにより監査を実施する一方、監査役全員で構成される監査役会は監査の方針などを決定し、各監査役の監査状況などの報告を受けるほか、会計監査人からは随時監査に関する報告を受けています。また、当社および当社が行う会計監査人に対する監査業務その他の業務の委託についても必要な承認などを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、取締役会に出席する監査役が、取締役の職務の執行を監査する体制でガバナンスが機能しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて情報公開しております。 決算情報、決算情報以外の適時開示資料	

IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名 業務本部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会、経営会議の議事録・稟議書・契約書等の作成、整理・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を管理する。
2.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを発見した場合に備え、総合的かつ認識および評価するため、リスク管理規程を設け、事業リスクその
他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。
3.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、方針管理により期首に社長方針（全社方針）を定め、それを受けて全部門の方針を定め重点施策を設定し、全社員に確実に伝達し、理解させる。
期中においては、重点施策の社長説明・本部長説明を行い、全部門がその実施状況を点検し、問題があるときは取締役会、経営会議で本部長が
報告し、問題のあるプロセスを具体的に明示し是正するための対策を組織的に実行する。四半期ごとにPDCAサイクルを行い、その成果を次四半
期の方針に反映させる。
4.使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制
当社は、社員等が法令・社是社内規則および社会通念等を遵守した行動をとるための規則として、法令遵守行動基準を定め、整備していきます。
また、社長直轄の内部監査室によりコンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリング体制を確保、その結果を役員会に報告すること
により内部統制推進の円滑化を図る。
当社は、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、関係機関等と緊密な連携をとり、反社会的行為にかかわらないよう、社会的常識と正義感を持
ち、常に良識ある行動に努める。
5.当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ各社の経営管理および内部統制に関する担当部門を設置し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施し、必要に応じて関係会社管理規程に基づきグループ各社への指導・支援を行う。
6.取締役および使用人が監査役に報告するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。また、監査役は取締役会のほか
重要な意志決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に
関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または、使用人にその説明を求める。
7.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社の会計監査人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図り、必要に応じて内部監査室と
の連携も図っていく。
8.監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めその場合、当社は監査役会の事務局を総務部とし、その補助業務を行う。必要に応じて
監査役の業務補助のため監査役スタッフとして使用人をおくこととする。また、その人事および処遇については、取締役と監査役が話しあうものと
する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会勢力及び団体に毅然と対応し、関係機関等と緊密な連携をとり、反社会的行為にかかわらないよう、社会的常識と正義感を持ち、
常に良識ある行動に努めます。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

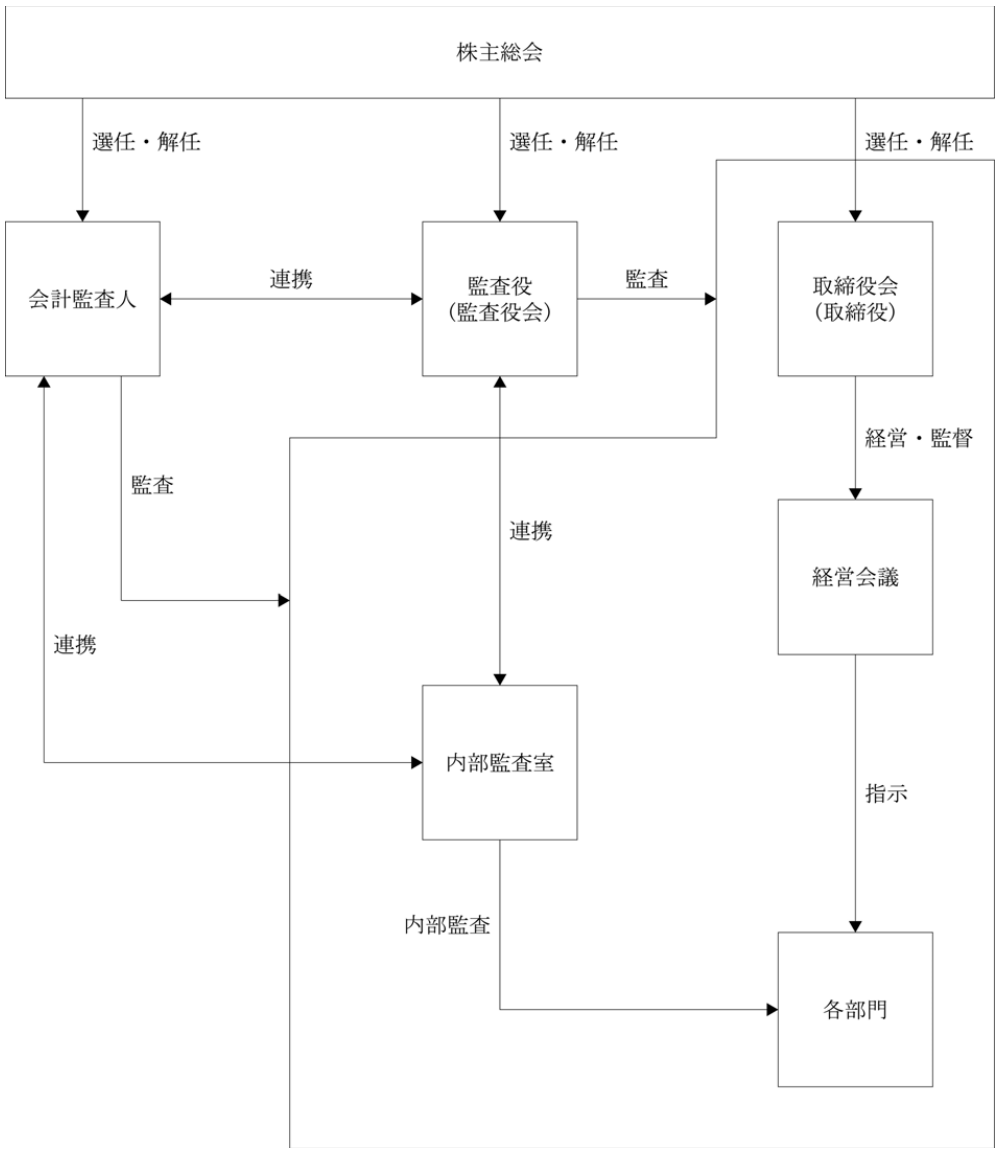
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
連携
監査役
(監査役会)
監査
取締役会
(取締役)
経営・監督
監査
連携
経営会議
連携
内部監査室
指示
内部監査
各部門

適時開示体制の概要（模式図）

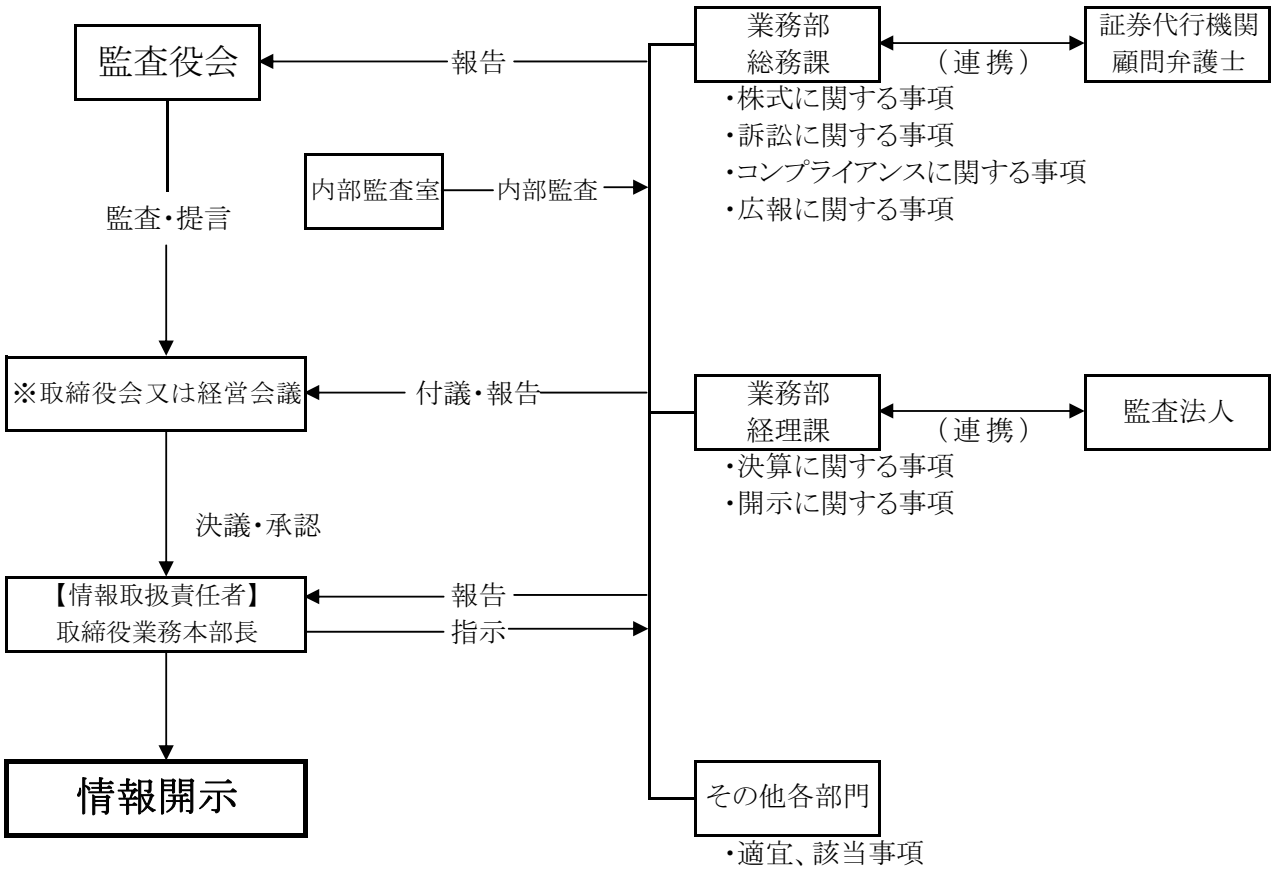

※取締役会：原則として毎月1回開催され、必要に応じて臨時取締役会を開催。